

## その45 スムーズな相続のために

日頃は遠方に住んでいて、なかなか会えない親族と集まる機会が増える年末年始に、少しだけ相続の話をしてみませんか。

相続の際に、もっともお金がかからないのは、相続人同士がもめないことです。もめなければスムーズに相続できるので、生前にある程度、相続の見通しを立てておくことをおすすめします。

しかし、相続の話というのはなかなか言い出しづらいものです。具体的な金額の話まではしなくとも、例えば家は誰に継いでほしいと思っている等の将来的な希望として話をしてみるのも一つの方法です。また、そのことで相続人同士の争いが起こりそうなら、遺言を考えるという方向性も出てきます。それから、祖父母や父母の代で、登記手続きしないまままでいる不動産はありませんか。自分が知らない土地で相続登記が済んでいないという事もよくある事ですので、この機会に一度確認しておきましょう。

続いて、可能な範囲でお金に関連した持ちものを確認しましょう。「いくら持っているの?」という聞き方ではなく「どこに口座があるの?」という聞き方が肝心です。最近はネット銀行やネット証券、オンライン生命保険などが、気づかれていまっていることが、よくあります。金額は変動するので聞く必要はありませんが、金融機関口座やデジタルでの財産は、所在だけでも共有しておくと安心です。スムーズで円満な相続にしたいと思うのであれば、いきなり決めつけるのではなく、相続する方もされる方も、まずはお互いの意思を確認し合う事が重要です。

年末年始というこの機会に、親族が顔を合わせるのであれば、いつでもできる話とは思わず、ぜひ思い切って、相続について話し合ってみてください。

## その46 もしもの時のお金の管理

高齢になり、体力の衰えと共に自分で財産管理を行う事が難しくなってきた、突然の病気やケガで外出する事ができなくなった等、このような『もしもの場合』を考えた事はありますか。

その時は、家族がいるから何とかなると多くの方は考えるかもしれません、通常では金融機関からの入出金などは本人しか行えず、まして一人暮らしの場合、気安く他人に頼むわけにもいきません。こんな時、家族や信頼できる人に財産管理などを代理で行ってもらうことができる契約があります。これを『財産管理委任契約』といいます。この契約を結ぶことで、次のような事を代理で行ってもらう事が可能になります。

- ① 預貯金の引出しや諸々の費用の支払い手続きなど
- ② 介護サービスの契約や変更など
- ③ 介護施設への入所手続きなど
- ④ 役所での住民票や戸籍の取得など

この契約は本人にまだまだ判断能力はあるけれども、身体が不自由であるために困難が生じている場合に適しています。また、将来的に自分の判断能力が低下した時に備えて、この財産管理委任契約と共に『任意後見契約』も同時に結んでおくと安心です。任意後見契約も本人の判断能力があるうちでないと結べない契約ですので、もしも認知症などになってしまった場合には、財産管理から任意後見へとスムーズに移行できます。

これらの契約手続きは、公証役場で公証人に依頼する事で、公正証書で作成してもらいます。費用はかかりますが公正証書になると、金融機関やその他の手続きなどを滞りなく進める事ができます。もしもの時を考えて、不安な気持ちのままで過ごすのか、または手遅れにならないよう出来る準備に早目にとりかかるのか、老後の安心はあなたの気持ち次第で得られます。